

第 7 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 2 5 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉 議 時 刻	1 0 時 0 5 分					
会 長	藤 間 光 治		会 長 代 理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
8	間 々 田 英 治	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤	森田一男	出席 欠○席	⑮	江川直一	出席 欠○席
	⑥	小林勝	出○席 欠席	⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主査	赤城太郎

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00） ※傍聴人が1名いる旨報告。
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、中村委員、寺田委員のご両名にお願いいたします。
5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について	事務局次長	それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。
		進行番号1と2は、持田〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが経営の拡大を図るため、それぞれ所有権の移転を行おうとするものでございます。
		進行番号1は、上尾市柏座〇丁目〇番〇号ー〇〇〇号室 〇〇 〇〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、458㎡ 外1筆、計934㎡を、進行番号2は、棚田町〇丁目〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番、地目：田、542㎡ 外1筆、計1,506㎡について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。西中学校の南に位置する持田地内の農振農用地でございます。
		次に進行番号3でございますが、南河原〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する酒巻字大ノ田〇〇〇番、地目：田、991㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。酒巻会館の南に位置する酒巻地内の農振農用地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
		以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいた
	議長	

<p>『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>中村委員 事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>します。</p> <p>進行番号 3 ですが、申請地の辺りは私もやっているのですが、非常に条件の悪いところです。経営面積が 10a ということですが、譲受人は耕作をしているのですか。</p> <p>一応やっていると聞いております。また、申請地を譲り渡すことは昔からの約束があって、今回の申請に至ったようでございます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いします。議案第 2 号は、7 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、壱里山町〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇 〇〇さんが、駒形〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する駒形〇丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、478㎡について、売買により住宅 1 棟、63.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、結婚を機に将来のことを考え、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。都市計画道路南大通線の南に位置する駒形 2 丁目地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、佐間〇丁目〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇、地目：田、314㎡ 外 1 筆、計 345㎡について、売買により住宅 1 棟、70.38㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来的に何かと手狭になることが予想されることから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでご</p>
---	--	---

ざいます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。さきたま古墳公園の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、真名板〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、東松山市大字石橋〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する真名板字築道〇〇〇番〇、地目：畑、32㎡について、売買により住宅敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。

申請地につきましては、前所有者の時から住宅敷地の一部として使われておりましたが、譲受人がこちらの物件を購入する際に農業振興地域から除外する手続きを行い、当委員会でも6月にご審議いただいた案件でございます。この度、除外の手続きが完了したことから農地転用の申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。旧太田東小学校の北に位置する真名板地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きの部分は宅地であり、申請地と合計すると、253.93㎡になる予定でございます。

次に進行番号4でございますが、持田〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、持田〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、1,221㎡ 外3筆、計1,371.56㎡について、売買により建売住宅3棟、計280.71㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は市内に本社を置き、不動産業を営んでおりますが、地権者から農地を維持していくことが困難になったので土地売買について相談されたことにより検討したところ、申請地周辺は宅地化が進み、住宅の需要が見込まれると判断し、戸建て分譲住宅の申請に至ったものでございます。申請地は、市街地化が進んでいる地域に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田総合病院の西に位置する持田地内の市街地化が進んでいる区域内の農地でございます。

次のページをお願いいたします。

進行番号5でございますが、忍〇丁目〇〇番〇〇-〇号 〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する野字内〇〇〇番〇、地目：畑、150㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内に事務所を置き、屋根・瓦工事、板金工事を行っており、申請地の隣接地に既存の資材置場を所有しております。年々、受注者の注文が多様化しており、また、資材の種類も大変多くなっているた

め、ある程度の資材のストックが必要となり、限りある敷地の中で置場を確保するのに苦労しておりました。そうした中で隣接地である申請地の所有者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。鴻巣市境に近い県道行田蓮田線の西側に位置する野地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号6でございますが、栃木県足利市寺岡町〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、鴻巣市すみれ野〇番地〇-〇〇〇号室 〇〇〇〇さん外1名が、それぞれ所有する南河原字曲目〇〇〇〇番〇、地目：畑、449㎡ 外1筆、計1,299㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、栃木県足利市に本社を置き、これまで、栃木県や群馬県で太陽光発電事業を展開しておりましたが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計189枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万9,148kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は南河原支所から500m以内の農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。南河原中学校の北に位置する南河原地内のご覧の農地でございます。

次に進行番号7でございますが、戸田市笹目南町〇〇番〇号 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、亡〇〇〇〇法廷相続人代表 〇〇〇〇さん外5名が、それぞれ所有する関根字野中〇〇〇番、地目：田、2,755㎡ 外11筆、計14,492㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

申請人は、埼玉県内で土木工事業を営んでおりますが、今回、田から畑にすることを目的に農地改良を行うものでございます。

申請地ではこれまで、前推進委員で今年お亡くなりになった〇〇さんが稲を作付けしておりましたが、跡を継ぐ者がいなかったことから、地域で相談したところ、近隣で営農している〇〇〇〇さんが引き受け、麦、大豆を作付けする事になったものでございます。

工事期間は9ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置する関根地内の農振

<p>『議案第 3 号』 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>高澤委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>農用地でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 12 月 20 日、現地調査をしていただいておりますので、高澤委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 12 月 20 日、私と赤羽委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び高澤委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が 1 件、軽微変更が 1 件でございます。</p> <p>重要変更と軽微変更の違いですが、軽微変更は、同法施行令第 10 条に掲げる軽微な変更に伴うもので、農業用施設などがこれにあたるものでございます。また、重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとする場合でございます。</p> <p>(1) 重要変更の進行番号 1 でございますが、東京都千代田区永田町〇丁目〇〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、持田字東谷〇〇〇番の一部、地目：田、660㎡の内 22㎡について、農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。なお、660㎡の内、200㎡は既</p>
--	--	--

<p>『議案第 4 号』 行田農業振興地域の</p>		<p>存基地局として除外されておりますので、今回と合計すると、222㎡になる予定でございます。</p> <p>申請人は、電気通信事業を営んでおりますが、災害対策として、既存基地局の強化を計画しており、今回、発電機などを設置するスペースが必要となったことから申し出に至ったものでございます。本案件は、インフラである通信網を強化する目的のものであり、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。行田市水道庁舎の西に位置する持田地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に(2)軽微変更の進行番号1でございますが、南河原〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、自己所有の南河原字町〇〇〇〇番〇の一部、地目：田、431㎡の内、82.8㎡について、農業用施設用地にしたいとして、農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は、南河原地内で農業を営んでおりますが、現在利用している農業用倉庫、農機具置場が農地法等の手続きをせずに建っている事が判明したため、今回、適正にしようとするものでございます。建物が建った経緯につきましては、父の代のことであり不明とのことでございますが、今後、農業を続けていく上で必要な施設であり、二度とこのようなことがないように必要な手続きは失念せず行っていくと強く申しております。</p> <p>また、農業振興地域整備計画の変更後においても、土地利用上及び農用地利用計画等に支障はなく、その建物用途が農業用施設で軽微変更該当することから、除外もやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。熊谷市境に近い南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』行田農業振興地域の農業の振興に関する計画(27号計画)(案)の策定について、を議題といたします。</p>
	議長	
	議長	
	議長	

<p>農業の振興に関する計画（27号計画）（案）の策定について</p>	<p>農政課主査</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）（案）の策定について」ご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、農振法施行規則第4条の5第1項27号に基づき、行田市が策定する地域の農業の振興に関する計画、通称27号計画というものの案となっております。これは、行田農業振興地域整備計画を補完する計画でございまして、土地改良事業完了後8年を経過していない受益地については、原則農用地区域から除外できないこととされていますが、27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地については除外ができることとするものです。除外を許容できる受益地・施設については、当該計画4ページをご覧ください。</p> <p>今回の議案第4号においては南河原の資材置場及び長野の分家住宅の計2件が対象の事案となります。議案書の3ページをお願いします。まず進行番号1についてですが、除外事由は資材置場でございます。犬塚〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、斎条〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する南河原字三ツ井田〇〇番〇、地目：田、2, 361㎡について、駐車場及び資材置場の敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は、犬塚地内で建設業を営んでおり、現在は自宅に足場工事の部材を置いてありますが、手狭であり、トラックの出し入れなども効率が悪くなっております。また、社員を増やしたくても通勤車両の駐車スペースに苦勞する毎日であり、足場工事の部材が増える日常に困窮している状況です。このため、駐車場や資材置場に出来る場所を探していたところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設に該当し、集落に接続して設置されるものであることから、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。北河原熊谷線の南に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、整理番号2についてですが、除外理由は分家住宅でございます。</p> <p>申請人は、忍〇丁目〇〇番〇号－〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する長野字榎戸〇〇〇〇番地、地目：田、次の地積が680㎡となっておりますが、こちら、正しくは680㎡のうち385㎡となります。恐れ入りますが、修正をお願いいたします。この385㎡について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は市内の借家で生活しておりますが、子供も成長し手狭になってきたため、住宅の建築を計画したところ、実家の隣である本件申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は</p>
-------------------------------------	--------------	--

		<p>分家住宅であり、親族が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する長野地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、「議案第4号 行田農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）（案）の策定について」の説明を終わらせていただきます。</p>
議長		<p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
新井委員		<p>議案書の表記の仕方ですが、申請人と土地所有者となっているところ、1名の名前しかありませんが、これはどちらになるのですか。</p>
農政課主査		<p>こちらは申請人になります。</p>
新井委員		<p>そうすると、表記の仕方がおかしいのではないですか。</p>
農政課主査		<p>申し訳ありませんでした。</p>
議長		<p>他にございますか。</p>
中村委員		<p>この進行番号1は、以前議案で出ませんでしたか。</p>
事務局次長		<p>おっしゃるとおり、以前に除外の申し出があった案件でありまして、先程説明がありましたが、土地改良事業完了後8年を経過していない受益地については、原則農用地区域から除外が出来ないこととされており、この受益地に該当していることがその時はわかりませんでした。そこで今回、この27号計画というもので議案の提出をしたところでございます。</p>
中村委員		<p>前のときは違う形で出したということですか。</p>
事務局次長		<p>前は、先程私のほうで説明した議案第3号の農業振興地域整備計画の変更で議案の提出をしたのですが、その後に土地改良事業完了後8年を経過していない受益地に該当することが判明したため、除外ができませんでした。そのため、今回、市で27号計画を作成したものでございます。</p>
議長		<p>他にございますか。</p>
赤羽委員		<p>ここは、水源が見沼で、排水が元荒川で、パイプラインが南河原土地改良という3箇所が関連しているのですが、これを抜くというと3箇所に除籍金を払うこととなります。かなりの金額になると思いますが本人はわかっているのでしょうか。</p>
議長		<p>書類が全て整っていないと許可にならないのではないですか。</p>
事務局次長		<p>除外の時点でどこまでの書類が必要なかはわかりませんが、農地転用申請をする際には土地改良区の意</p>

報告事項	議長 関口委員	見書を添付していただきますので、その時には決済をすることになると思います。 他にございますか。
	農政課主査	27号計画について詳細は分からないのですが、農業振興地域ということなので、農業振興のための、例えば、規模拡大ということで農業用倉庫を建てるとか、農家を維持していくために住宅施設を大きくするというのであれば分かりますが、転用事由を見ると2件とも農業以外の用途になっています。土地改良事業ということで農業関係の資金が出ており、そのために8年間という縛りがあるのだとは思いますが、農業振興にプラスになるようなものではないものを認めるのはどうなのかと思います。当然、農政課のほうできちんと適合するものとして議案にあがっているとは思いますが疑問に感じます。
	中村委員 農政課主査	本日はお配りしていないのですが、計画（案）には細かい要件を付けております。行田市だけでなく、周辺ですと加須市、春日部市でも27号計画を策定していますが、その中で農業振興地域について柔軟に対応できるように本計画を策定しているものでございます。今回については、企業の撤退等の回避による集落規模の維持を主眼に置いているところでございますので計画に適合するものと判断しております。
	議長	また、27号計画の対象となるものは、一部を例示させていただきますと、分家住宅、既存集落内における自己用住宅、既存施設の拡張などがございます。
	議長	（株）〇〇という会社は何をやっている会社ですか。
	議長	建設業をやっている会社でございます。
	議長	他にございますか。
	議長	（なし）
議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。	
議長	（全員挙手）	
議長	挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。	
主査	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。	
主査	議案書4ページをご覧ください。	
主査	（1）及び（2）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。	
主査	（1）「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。	
主査	本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、	

<p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>	<p>議長</p> <p>事務局長 農政課主査 事務局長</p>	<p>受理をしたものでございます。</p> <p>（２）「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、１件の届出があり、転用目的は、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、（３）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、２８件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「その他」でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市農業肥料・飼料等価格高騰対策緊急支援金について <p>以上をもちまして、第７回農業委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p> <p>（１０：０５）</p>
--------------------------	--	---